

1. 件名：「廃止措置計画に関する審査会合への対応について（女川原子力発電所1号炉、敦賀発電所1号炉、東海発電所）」

2. 日時：令和2年1月14日（火） 16時20分～17時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

技術基盤グループ

システム安全研究部門

山本上席技術研究調査官、岩橋技術研究調査官

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副部長 他10名

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室長 他9名

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社及び日本原子力発電株式会社から、本日の審査会合（議題1：東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可申請、議題3：日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請及び敦賀発電所保安規定変更認可申請、議題4：日本原子力発電株式会社東海発電所の廃止措置計画変更認可申請）において議論された事項の確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえ、引き続き審査を行うこととした。

（審査会合における議論内容）

【女川原子力発電所1号炉】

- ・1号炉から再処理施設への使用済燃料の譲渡しについて、廃止措置計画認可申請書への記載を検討すること。
- ・使用済み燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性評価において、統計誤差の計算値と実験値の相違について説明すること。
- ・使用済み燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性評価のSCALEコードの検証において、水密度 $0\sim1\text{g/cm}^3$ の範囲での中性子スペクトル変化を踏まえて説明すること。

【敦賀発電所】

- ・今回新たに設置する圧縮減容装置について、設置許可及び工事計画認可と同等の内容を廃止措置計画変更認可申請書に記載すること。
- ・圧縮減容装置による周辺公衆への影響がないことを定量的に説明すること。

- ・タービン建屋の解体状況及び固体廃棄物の保管容量の考え方について説明すること。

【東海発電所】

- ・取水路、排水路の閉塞部を東海発電所の廃止措置対象から除外することについて再整理すること。
- ・変更認可申請書の廃止措置対象施設からの一部除外の記載及び変更理由について上記の整理を踏まえて記載を検討すること。

（2）東北電力株式会社及び日本原子力発電株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

提出資料：なし